

大島商船高等専門学校学生相談室規則

制 定 平成 16 年 5 月 10 日

(設 置)

第 1 条 大島商船高等専門学校に、学生相談室を置く。

(目 的)

第 2 条 学生相談室は、学生生活の中で生じるさまざまな問題についてカウンセリング活動を行い、学生自身が問題解決できるように適切な助言・援助を行うことを目的とする。

(業 務)

第 3 条 学生相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の就学、その他個人的な相談に関すること。
- (2) 学生の精神衛生上必要な相談及び援助に関すること。
- (3) カウンセリング活動に必要な各種の検査及び調査・研究に関すること。
- (4) 学生への理解を深め、援助する力を高めるための研修に関すること。
- (5) その他学生へのカウンセリングに必要な業務の実施に関すること。

(職 員)

第 4 条 学生相談室に、次の職員を置く。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) カウンセラー
 - (4) 相談員 若干名
 - (5) 補助相談員 1 名
- 2 室長、副室長及び相談員は、本校の教員とし、校長が任命する。
- 3 カウンセラーは、専門的知識、経験を有する者とし、校長が委嘱する。
- 4 補助相談員は、学生課所属の看護師をもって充てる。
- 5 室長の任期は 2 年とし、副室長及び相談員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(業務の処理)

第 5 条 室長は、校長の命を受け、学生相談室の業務を処理する。

- 2 副室長、カウンセラー及び相談員は、室長を補佐し、学生相談室の業務に従事する。
- 3 補助相談員は、学生と学生相談室職員との連絡調整等補助的業務に当たる。

(守秘義務)

第 6 条 学生相談室職員は、業務上知り得た個人的な情報を他に漏らしてはならない。

(委員会の設置)

第7条 学生相談室の運営及びその業務の実施を円滑に行うため、学生相談室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第8条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) カウンセラー
- (4) 相談員
- (5) 補助相談員
- (6) 学生主事
- (7) 学生課長

（委員長）

第9条 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

（会議）

第10条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議長となる。

（委員以外の者の出席）

第11条 委員長は、必要があると認めたときには、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（学生相談室及び委員会の事務）

第12条 学生相談室及び委員会に関する事務は、学生課学生係において処理する。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、学生相談室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年5月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 大島商船高等専門学校カウンセラー室規程（平成12年4月1日）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。